厚生労働大臣が定める掲示事項

【九州厚生局への届出事項】

- ◎基本診療料
- ◆夜間・早朝等加算
- ◆機能強化加算
- ◆外来感染対策向上加算
- ◆医療DX推進体制整備加算
- ◎特掲診療料
- ◆ニコチン依存症管理料
- ◆がん治療連携指導料
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料

◎特掲診療料 (つづき)

- ◆在宅療養支援診療所(届出区分2)
- ◆在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時医 学総合管理料
- ◆在宅がん医療総合診療料
- ◆在宅医療情報連携加算
- ◆在宅医療DX情報活用加算

【禁煙外来について】

当診療所は、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っています。たばこをやめたい方はどうぞお気軽にご相談ください。

【機能強化加算、その他処方等について】

- 地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、必要に応じた専門医療機関への紹介、訪問診療の患者様には夜間・休日の問い合わせ対応を行っています。
 - * 「ふくおか医療情報ネット」のご案内(夜間・休日など診療時間外の相談対応) ⇒ かかりつけ医療機関の検索、指定日時で診療中の医療機関の検索が可能です。
- 介護支援専門員、及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。
- 医薬品の供給状況や、令和6年 10 月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、当院は原則として一般名で処方箋を発行します。これらの趣旨を必要に応じて患者様へ説明します。
- 患者様の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。尚、対応については主治医が判断致します。

【医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算、

在宅医療DX情報活用加算、在宅医療情報連携加算について】

当院は質の高い診療を実施するために、以下の取り組みを行っています。

・オンライン資格確認等システムを運用しています。このシステムで取得した受診歴、薬剤 情報、特定健診情報その他必要な診療情報を活用した診療が実施できます。

- ・在宅で療養を行っている患者様については、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用し、計画的な医学管理の下、訪問診療を実施できます。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を予定しています。
- ・在宅で療養を行っている患者様については、医療・介護サービス事業所等と I C T を用いて常に診療情報等を共有できる連携体制を構築しています。

【発熱外来について】

当診療所は、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の診療を受けています。ただし、発熱等症状の患者様は、他の患者様と隔離しますので、予めお電話で予約してからおこしください(531-9407)。予約無しでこられた際は、隔離室の空き状況やスタッフ体制によっては診療できないことがあります。

発熱等の症状とは:熱、咳、鼻水、咽頭痛などの症状。流行している疾患によっては発疹や 腹部症状などの方も予約制で隔離となります。

【連携実績のある医療・介護事業所】

(ホームページ参照)

【保険外負担について】

(ホームページ参照)